

## 板橋区廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する検査実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、板橋区廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する検査要綱（以下「要綱」という。）により、受託者に対して行う検査についての細目を定める。

(検査の実施方法等)

第2条 検査の方法は、実地検査とし、次の事由に該当する取扱所については、重点的に実施するものとする。

- (1) 前回の検査で検査及び指導事項に関して再検査とした取扱所
  - (2) 前回の検査で重大な指導又は指摘事項のあった取扱所
  - (3) 実績報告書の提出が遅れた取扱所
  - (4) 実績報告書の誤記入があった取扱所
  - (5) 徴収した処理手数料の納付が遅れた取扱所
  - (6) その他、板橋区廃棄物処理手数料徴収事務委託契約書の内容に鑑み、重大な契約違反の疑いがあると認められる取扱所
- 2 前項第2号における重大な指導又は指摘事項とは、廃棄物処理手数料（ごみ処理券）徴収事務の検査及び指導票（以下「検査及び指導票」という。）（別記第1号様式）において、検査及び指導項目にC評価（適正に措置するよう改善を求めた場合。以下同じ。）があった取扱所をいう。

(指導の通知)

第3条 徴収事務の委託を所管する清掃事務所長又は清掃事業を担当する課長（以下「所管課長等」という。）は、検査を実施しようとするときは、原則として、受託者と事前に日程を調整し、検査の日時、項目等を記載した通知書により、受託者に事前に連絡しなければならない。ただし、前条第1項第3号から第6号までに該当する取扱所のうち、緊急を要する等の理由が認められる場合は、この限りではない。

(徴収事務の検査及び指導項目等)

第4条 検査及び指導項目等は、検査及び指導票のとおりとする。

(検査結果の講評等)

第5条 検査員は、検査を終了したときは、受託者に対し、検査及び指導票を交付し、検査結果について講評を行うとともに、具体的な指導及び助言を行う。

2 検査員は、検査終了後、現金及び物品出納簿の最終行等に検査日を記入するとともに検査印を押印しなければならない。

(指導結果の報告)

第6条 検査員は、指導終了後速やかに廃棄物処理手数料（ごみ処理券）徴収事務

の検査及び指導報告書（以下「検査報告書」という。）（別記第2号様式）を作成し、所管課長等に報告しなければならない。

- 2 要綱第10条のただし書きに規定する検査において特に重大な事項であると認められる場合とは、検査及び指導票における検査及び指導項目にC評価があったときをいい、その場合はその検査報告書の写し及びその状況の顛末に意見を付して、直ちに資源環境部長に報告しなければならない。

付 則

この実施細目は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、令和5年10月1日から施行する。

別記第1号様式

廃棄物処理手数料（ごみ処理券）徴取事務の検査及び指導票

この検査は、板橋区廃棄物処理手数料徴取事務委託契約書第6条（フランチャイズに係る条項を含む契約書にあっては第8条）に基づき、委託事務の適正化を図ることを目的としています。本日は、板橋区廃棄物処理手数料徴取事務に関する仕様書に掲げる内容について、ごみ処理券に係る委託事務の適正処理を進めるうえでの重要なポイントについて確認させていただきました。	日 時	年 月 日 時 分
	取扱所	
	住 所	

(お問合せ) 板橋区 電話 ( ) 再検査 無 有 ( 年 月頃)

1 調 定	[ごみ処理券の交付等在庫に増減が生じたつど、現金・物品出納簿に記載しているか。]
(1) 現金・物品出納簿	A 適正に記帳されています B 一部不適切な部分があります C 適正に処理するよう改善してください
2 現金・ごみ処理券の出納管理	[手数料を徴取したときは、ごみ処理券の領収書・原符に領収日付等を押印のうえ、適正に領収書を発行し、当該ごみ処理券を交付しているか。ごみ処理券は、施錠のできる保管庫等に保管しているか。]
(1) 領収書の発行	A 適正に発行されています B 一部不適切な部分があります C 適正に発行するよう改善してください
(2) 現金の保管	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(3) ごみ処理券の保管	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(4) 在庫・発注数量等	A 適正に管理されています B 一部不適切な部分があります C 適正に管理するよう改善してください
3 帳簿等の整理保管	[現金・物品出納簿、実績報告書（控）、ごみ処理券引渡書及び受領書の保存年限は3年間。]
(1) 現金・物品出納簿	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(2) 実績報告書（控）	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(3) ごみ処理券引渡書及び受領書	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
4 証拠書類等の整理保管	[粗大ごみ処理券の原符の保存年限は5年間、事業系ごみ処理券の原符の保存年限は原則7年間。納付書の領収書の保存年限は3年間。]
(1) ごみ処理券の原符	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(2) 納付書の領収書	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
5 徴取事務関係	[実績報告書は翌月8日（4月及び12月分は翌月12日、土曜・日曜・祝日にあたる場合はその翌日）までに報告。手数料は翌月20日（3月分は4月15日、土曜・日曜・祝日にあたる場合はその翌日）までに納付。]
(1) 取扱所の標識	A 適切な場所に適正に掲出されています B 一部不適切な部分があります C 標識は正しく掲出してください
(2) 料額表の掲出	A 適切な場所に適正に掲出されています B 一部不適切な部分があります C 料額表は正しく掲出してください
(3) 実績報告書の作成	A 適正に作成されています B 一部不適切な部分があります C 適正に作成するよう改善してください
(4) 実績報告書の提出	A 毎月期限内に送付されています B 時々遅れることがあります C 期限を守るようにしてください
(5) ごみ処理手数料の納付	A 毎月期限内に納付されています B 時々遅れることがあります C 期限を守るようにしてください
(6) その他	

別記第2号様式

廃棄物処理手数料（ごみ処理券）徴収事務の検査及び指導報告書

課(所)長	係長	検査員	区側立会人	日時	年 月 日 時 分
				取扱所	
				住所	

(お問合せ) 板橋区 電話 ( ) 再検査 無 有 ( 年 月頃)

1 調 定	[ごみ処理券の交付等在庫に増減が生じたつど、現金・物品出納簿に記載しているか。]
(1) 現金・物品出納簿	A 適正に記帳されています B 一部不適切な部分があります C 適正に処理するよう改善してください
2 現金・ごみ処理券の出納管理	[手数料を徴収したときは、ごみ処理券の領収書・原符に領収日付等を押印のうえ、適正に領収書を発行し、当該ごみ処理券を交付しているか。ごみ処理券は、施錠のできる保管庫等に保管しているか。]
(1) 領収書の発行	A 適正に発行されています B 一部不適切な部分があります C 適正に発行するよう改善してください
(2) 現金の保管	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(3) ごみ処理券の保管	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(4) 在庫・発注数量等	A 適正に管理されています B 一部不適切な部分があります C 適正に管理するよう改善してください
3 帳簿等の整理保管	[現金・物品出納簿、実績報告書(控)、ごみ処理券引渡書及び受領書の保存年限は3年間。]
(1) 現金・物品出納簿	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(2) 実績報告書(控)	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(3) ごみ処理券引渡書及び受領書	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
4 証拠書類等の整理保管	[粗大ごみ処理券の原符の保存年限は5年間、事業系ごみ処理券の原符の保存年限は原則7年間。納付書の領収書の保存年限は3年間。]
(1) ごみ処理券の原符	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
(2) 納付書の領収書	A 適正に保管されています B 一部不適切な部分があります C 適正に保管するよう改善してください
5 徴収事務関係	[実績報告書は翌月8日(4月及び12月分は翌月12日、土曜・日曜・祝日にあたる場合はその翌日)までに報告。手数料は翌月20日(3月分は4月15日、土曜・日曜・祝日にあたる場合はその翌日)までに納付。]
(1) 取扱所の標識	A 適切な場所に適正に掲出されています B 一部不適切な部分があります C 標識は正しく掲出してください
(2) 料額表の掲出	A 適切な場所に適正に掲出されています B 一部不適切な部分があります C 料額表は正しく掲出してください
(3) 実績報告書の作成	A 適正に作成されています B 一部不適切な部分があります C 適正に作成するよう改善してください
(4) 実績報告書の提出	A 毎月期限内に送付されています B 時々遅れることがあります C 期限を守るようにしてください
(5) ごみ処理手数料の納付	A 毎月期限内に納付されています B 時々遅れることがあります C 期限を守るようにしてください
(6) その他	